

第5回大井町総合計画審議会 概要

日 時：令和2年11月2日（月）

13時30分～14時40分

場 所：大井町役場3階 303・304会議室

出席者：隅田清一委員（会長）、清水豊司委員、鈴木磯美委員、牧野誠一郎委員、藤澤憲吾委員、
加藤圭二委員、浅倉貞雄委員、大森隆委員、寺下かつ子委員、風間秀泰委員、山本孝夫委員、
高橋基委員、門真弘樹委員、菊川栄司委員、小平明人委員

欠席者：鈴木幸康委員（会長職務代理者）

事務局：湯川博之、曾根英之、青木義則、大澤拡

1 開会

- ・町長から審議会へ第6次総合計画原案の諮問
※各委員に対して第6次総合計画の原案及び人口ビジョン改訂案を机上配布
- ・町長よりあいさつ
- ・隅田会長よりあいさつ

2 議題

（1）第6次総合計画（素案）に対するパブコメへの対応について

- ・事務局より、9月に行ったパブリックコメントにおける第6次総合計画（素案）の修正及び修正が必要と判断した箇所について説明〔資料1～3〕
- ・委員より審議会開催にあたって事前に受け付けていた資料1に対する意見・質疑への対応について説明〔追加資料〕

【意見・質疑】

意見及び質疑なし

（2）人口ビジョン改訂（案）に対するパブコメへの対応について

- ・事務局より、9月に行ったパブリックコメントにおける人口ビジョン改訂（案）の修正及び修正が必要と判断した箇所について説明〔資料4～6〕
- ※委員より審議会開催にあたって事前に受け付けていた資料4に対する意見・質疑なし

【意見・質疑】

意見及び質疑なし

（3）第6次総合計画の名称について

- ・第6次総合計画の名称を審議会にて決定することを説明〔資料7〕
- ・委員より審議会開催にあたって事前に名称を選出いただいた結果を発表

①コネクトを用いた名称	3票
②おおい未来パスポート	0票
③つなごう！大井未来計画	6票
④おおい・かがやきプラン～NEXT2030～	6票

事務局：③と④が同数であるため、委員よりご意見を伺いたい。

委員：カタカナが「入っている」、「入っていない」が一つのポイントではないか。入っていない方が全世代に親しみやすいのでは。

委員：③と④では、④の方が良いと思う。未来計画という部分で「未来」のイメージが浮かびづらい。逆に「かがやき」の方がイメージしやすいのでは。

・③及び④で再投票を行うこととし、結果は次のとおりとなった。

③つなごう！大井未来計画	10票
④おおい・かがやきプラン～NEXT2030～	5票

事務局：③の「つなごう！大井未来計画」を計画の名称とさせていただきます。

【意見・質疑】

意見及び質疑なし

(4) 第6次総合計画原案について（諮問）

・これまで審議してきた内容やパブリックコメントなどにおける修正を反映したものを原案として
いること及び諮問を受けて審議会としての答申が必要となる旨を説明〔参考資料〕。

事務局：答申にあたっては、これまでも3点ほど計画に取り組むに当たっての留意点を付しており、今回の答申にあっても、これまでの委員からのご意見を踏まえて、留意点を付すほうが良いと感じる。これまでの委員からのご意見からすると、予算や決算などにおける事業の費用とその成果を明確にすることや、新型コロナウイルス感染症を踏まえて、ウィズコロナやアフターコロナの視点を持って施策に取り組むことを入れることが想定される。さらに、まちづくりの目標における協働の取り組みを入れた3点とするなどが想定されるがいかがか。また、これまでの事例からして、事務局から案を示し、それにご意見いただく形もあるがいかがか。

委員(全)：異議なし

※事務局にて答申案を作成し、意見を伺うこととした。

事務局：総合計画においては、本審議会からの答申をもって、議会へ上程するが、人口ビジョンについては、本日の審議会をもって11月改訂とし、公表させていただく。

【意見・質疑】

意見及び質疑なし

3 その他

次回の開催方法について

事務局：第6回の総合計画審議会は、答申の内容に意見をもらうことが審議事項である。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえれば、早々に答申書を確認いただき、意見をもらったうえで、次回開催は、書面協議としての開催もできるがいかがか。その場合は、会長にのみ答申書を町長に手交してもらうことにはなるが。

委員(全)：異議なし

事務局：早急に答申案をお示しし、書面にての協議をさせていただく方向だが、意見多数になった場合などはお集まりいただく可能性もある。もしも開催となった場合は、11月16日月曜日の13時半から開催させていただきたいため、予定を確保していただきたい。

3 閉会

事務局：本日の議事録を作成し、委員確認後に会議資料とあわせて公表することを了承いただきたい。また、あわせて答申案もお示しするので、ご確認いただきたい。第6回審議会の開催方法は改めて連絡させていただく。

以上